

平成29年5月23日（火）
元榮太一郎（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

1問 改正法案において、詐害行為取消権について行為類型ごとの要件の特例を定める規定を新設した理由を、法務当局に問う。

（答）

1 現行法

現行法においては、どのような行為が詐害行為に該当するかに関しては、「債権者を害する」という一般的な要件のみが定められているが、判例は、例えば、相当の対価を得てした処分行為であっても原則として詐害行為に該当すると解釈するなど、比較的広範に詐害行為該当性を認めていると理解されている。

2 破産法における否認との比較

他方で、平成16年の破産法改正では、詐害行為取消権と類似の制度である否認権について、その要件が不明確かつ広範であることによって取引の萎縮効果等が生ずることを回避するため、行為類型ごとに要件の見直しがされた。

しかし、その結果、同じ行為であっても、詐害行為取消の対象にはなるが、否認の対象にはならない事態が生じ得ることとなり、類似の制度間でアンバランスが生ずることとなった。

3 改正法案

そこで、改正法案においては、①相当の対価を得てした財産処分行為（第424条の2）、②既存の債務についての担保の供与及び債務消滅行為（第424条の3及び第424条の4）について、行為類型ごとに「債権者を害する」という一般的な要件の特例を置き、そのようなアンバランスを解消することとしている。

(参考) 詐害行為取消と否認の比較表

		詐害行為取消	否認
現行法(判例)		改正法案	
相当対価を得た処分行為	原則として詐害行為に該当。ただし、その目的・動機が正当なものである場合には詐害行為に該当しない。	<p>次の要件を全て充たせば、取り消すことができる(第424条の2)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該行為が財産の種類の変更により債務者において隠匿等の処分をするおそれを現に生じせるものであること ②債務者が隠匿等の処分をする意思を有していること ③受益者が当該行為の当時債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと 	<p>次の要件を全て充たせば、否認することができる(破産法第161条第1項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該行為が財産の種類の変更により破産者において隠匿等の処分をするおそれを現に生じせるものであること ②破産者が隠匿等の処分をする意思を有していること ③相手方が当該行為の当時破産者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと
既存の債務についての担保の供与	原則として詐害行為に該当。ただし、営業継続のためやむを得ない場合で、合理的な限度を超えないものは詐害行為に該当しないとしたものもある。	<p>次のいずれかの場合は、取り消すことができる(第424条の3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支払不能の時に行われたものであり、債権者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものである場合 ②当該行為が債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前30日以内にされたものであり、かつ、その行為が債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われた場合 	<p>次のいずれかの場合は、否認することができる(破産法第162条第1項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支払不能になった後にした行為であり、債権者が支払不能であったこと又は支払停止があったことを知っていた場合 ②破産手続開始の申立てがあった後にした行為であり、債権者が破産手続開始の申立てがあったことを知っていた場合 ③当該行為が破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前30日以内にされたもの(ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害する事実を知らないときを除く。)
既存の債務についての消滅行為(弁済等)	原則として詐害行為に該当せず。ただし、債権者と債務者が通謀し、他の債権者を害する意思をもっていた場合は、詐害行為に該当する。	既存の債務についての担保の供与の要件と同じである。ただし、要件を充たさない場合であっても、債務消滅行為のうち受益者の受けた給付の額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であり、債務者が債権者を害することを知った行為(ただし、受益者がその行為の当時債権者を害することを知らなかつたときはを除く。)については、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分について、詐害行為取消請求ができる(第424条の4)。	既存の債務についての担保の供与の要件と同じである。ただし、要件を充たさない場合であっても、債務消滅行為のうち債権者(相手方)の受けた給付の額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であり、破産者が破産債権者を害することを知った行為(ただし、利益を受けた者がその行為の当時破産債権者を害することを知らなかつたときはを除く。)等については、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分について、否認することができる(破産法第160条第2項)。

平成29年5月23日（火）
元榮太一郎（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

2問 改正法案においては、受益者に対する詐害行為取消請求と区別し、いわゆる転得者に対する詐害行為取消請求についても特則を設けているが、その内容と理由はどういうものか、法務当局に問う。

（答）

1 現行法

○ 現行法の条文からは明確でないが、判例は、受益者が善意であり、その者に詐害行為取消請求をすることができない場合であっても、悪意の転得者には、詐害行為取消請求をすることができるとしている。

2 問題点

しかし、このような場合に転得者との間で詐害行為取消請求を認め、転得者が善意の受益者から受け取った財物を失うことになると、善意の受益者が転得者から担保責任を追及されて財物の対価として受け取った金員の返還を求められるなど、善意の受益者の取引の安全が害されるおそれがある。また、そのようなおそれがあると、善意の受益者が将来の責任追及を危惧して自己の財産の処分を躊躇するおそれもある。

○ 否認制度においては、相手方が善意である場合の取引の安全などを考慮し、善意の相手方に対して否認権を行使することができない場合には、転得者に対しても否認権を行使することができないとしているが、その趣旨は、詐害行為取消の場合においても妥当すると考えられる。

3 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、転得者に対する詐害行為取消請求については特則を設けることとし、否認制度に倣って、受益者が善意でなく受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合に限り、転得者に対しても詐害行為取消請

求をすることがきることとしている（第424条の5柱書き）。

なお、転得者自身が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたことも必要となる（第424条の5第1号）（注1）（注2）。

（注1） 現行の破産法においては、転得者がその前者に対する否認の原因があること、すなわち、①当該行為が詐害行為であることに加えて、②前者が悪意であることをも知っていなければ、転得者に対して否認をすることができないとされている（破産法第170条第1項）。

しかし、当該行為が詐害行為であることを知つていれば否認請求を許容するのに十分であるし、前者の主觀についての認識まで求めるとその立証の負担から否認権の行使が過度に制約される。そこで、整備法案においては、破産法についても、転得者は詐害行為であることを認識していれば足り、前者の悪意についての認識を要しないこととするよう、改正することとしている。

（注2） 対象財産が転々と売買され、転得者が複数名存在することも考えられるが、その場合には、その転得者の前に転得した全ての転得者が悪意でなければならないこととしている（第424条の5第2号）。すなわち、対象財産が受益者から転得者Aに譲渡され、その後転得者B、さらに転得者Cに譲渡された場合には、転得者Cだけでなく、受益者、転得者A及び転得者Bが悪意でなければならない。

（参照条文）

改 正 案	現 行
<p><u>(転得者に対する詐害行為取消請求)</u></p> <p><u>第四百二十四条の五 債権者は、受益者</u> <u>に対して詐害行為取消請求をすること</u> <u>ができる場合において、受益者に移転</u> <u>した財産を転得した者があるときは、</u> <u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

れ当該各号に定める場合に限り、その
転得者に対しても、詐害行為取消請求
をすることができる。

二 その転得者が受益者から転得した
者である場合 その転得者が、転得
の当時、債務者がした行為が債権者
を害することを知っていたとき。

二 その転得者が他の転得者から転得
した者である場合 その転得者及び
その前に転得した全ての転得者が、
それぞれの転得の当時、債務者がし
た行為が債権者を害することを知っ
ていたとき。

平成29年5月23日（火）
元榮太一郎（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

3問 善意の者が受益者であれば悪意の転得者にも詐害行為取消請求をすることができないになると、悪意の者が、詐害行為取消請求を不適に免れるために、善意の者を形式上受益者とし、その善意の者から無償で財産の移転を受けたことにした事例においても、詐害行為取消請求をすることができなくなり、不当ではないか、法務当局に問う。

（答）

1 改正法案

○ 改正法案においては、問題となっている行為が詐害行為であることについて受益者が悪意でなければ、転得者に対して詐害行為取消請求をすることはできないこととされている（第424条の5）。

2 想定される問題

○ もっとも、そうすると、悪意の者が、債務者と直接取引をするのではなく、まずは善意の者に債務者となる行為をさせ、その後、その善意の者から無償でその行為によって移転した財産の移転を受けるといった形式を整えることで、詐害行為取消請求を不適に免れることができるようにも思われる。

3 問題に対する対処

しかし、このように不当な目的をもって善意の第三者を介在させた事例では、その善意の者は、その悪意の者と区別される取引上の主体と評価することはできず、悪意の者と一体の者として扱われるべきである（注）。そのため、このような善意の者が形式的に存在したとしても、善意の者が介在したと評価されることはない。

4 結論

したがって、このような事例においては、善意の受益者が形式的に存在したとしても、債権者が詐害行為取消請求をすることは妨げられないと考えられる。

(注) なお、信託法においては、信託を設定する行為等が詐害行為である場合にその行為等を取り消すための要件が定められており、善意の受益者等に対しては詐害行為取消請求をすることはできないとしているが（整備法案による改正前の信託法第11条第1項等）、不当な目的でその善意の受益者が介在したケースについては、詐害行為取消請求をすることができる旨の規定が設けられている（同法第11条第7項及び第8項）。信託法においてこのような規定が設けられた背景には、そもそも、信託制度自体が債権者を害する目的で利用されることが多いとの懸念が強くあったことがある。

(参照条文)

○ 整備法案による改正前の信託法

(詐害信託の取消し等)

第十一條 委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合には、受託者が債権者を害すべき事実を知っていたか否かにかかわらず、債権者は、受託者を被告として、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求することができる。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定（信託行為の定めにより又は第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定されることをいう。以下同じ。）を受けたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない。

2～6 (略)

7 受益者の指定又は受益権の譲渡に当たつては、第一項本文、第四項本文又は第五項前段の規定の適用を不当に免れる目的で、債権者を害すべき事実を知らない者（以下この項において「善意者」という。）を無償（無償と同視すべき有償を含む。以下この項において同じ。）

で受益者として指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならない。

- 8 前項の規定に違反する受益者の指定又は受益権の譲渡により受益者となった者については、第一項ただし書及び第四項ただし書（第五項後段において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

平成29年5月23日(火)
元榮太一郎(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

4問 改正法案においては、詐害行為取消権の行使の方法について規定を置いているが、その具体的な内容はどのようなものか、法務当局に問う。

(答)

改正法案は、詐害行為取消権の行使方法に関しては、①逸出した財産の債務者への返還請求権等の明確化、②債権者から相手方への直接の支払請求等の明確化、③取消しの可能な範囲の明確化をしている。

○ 1 逸出した財産の債務者への返還請求権等の明確化

まず、逸出した財産の債務者への返還請求権等の明確化についてであるが、現行法は、詐害行為取消権を行使する債権者が、行為の取消しのほか、どのような請求ができるかを明示的に定めていない。

もっとも、判例は、財産を取り戻して責任財産の保全を図るという目的を達する観点から、債権者は、詐害行為取消請求において、行為の取消しだけではなく、その行為によって移転した財産の返還を請求することができるとしている。

そこで、改正法案においては、その旨を明文化するとともに(第424条の6第1項前段、第2項前段)、その財産の返還をすることが困難であるときは、その価額の償還を請求することができることとしている(同条第1項後段・第2項後段)。

○ 2 債権者から相手方への直接の支払請求等の明確化

次に、債権者から相手方への直接の支払請求等の明確化であるが、例えば、受益者への金銭の贈与について詐害行為取消権を行使した場合において、受益者に対して債務者への金銭の返還を請求することができるのみで、債権者はその受取

ができないとすると、債務者が受領を拒否したときには、責任財産の保全という目的を達することができないこととなる。

そのため、現行法に明文の規定はないものの、判例は、詐害行為取消権を行使した債権者は、自己への金銭の支払などを求めることができるとしている。

そこで、改正法案においては、判例に従い、その旨を明文化することとしている（第424条の9）。

3 取消しの可能な範囲の明確化

最後に、取消しの可能な範囲の明確化であるが、現行法に明文の規定はないが、判例は、取消しの範囲を債権者の債権の保全に必要な範囲に限定する観点から、債権者は、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができるとしている。

そこで、改正法案においては、判例に従い、その旨を明文化することとしている（第424条の8）。

（参照条文）

改 正 案	現 行
<p><u>(財産の返還又は価額の償還の請求)</u></p> <p><u>第四百二十四条の六 債権者は、受益者</u> <u>に対する詐害行為取消請求において、</u> <u>債務者がした行為の取消しとともに、</u> <u>その行為によって受益者に移転した財</u> <u>産の返還を請求することができる。受</u> <u>益者がその財産の返還をすることが困</u> <u>難であるときは、債権者は、その価額</u> <u>の償還を請求することができる。</u></p>	(新設)
2 債権者は、転得者に対する詐害行為	

取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。

転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

(詐害行為の取消しの範囲)

第四百二十四条の八 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。

2 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

(債権者への支払又は引渡し)

第四百二十四条の九 債権者は、第四百二十四条の六第一項前段又は第二項前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることが

(新設)

(新設)

できる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。

2. 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

平成29年5月23日(火)
元榮太一郎(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

5問 改正法案においては、詐害行為取消権を行使した債権者が自己に支払を受けた金銭の返還債務と債務者に対する自己の債権とを相殺することについてどのように扱われているのか、法務当局に問う。

(答)

1 現行法

○ 現行法の下では、債権者が詐害行為取消権を行使して自ら金銭の支払を受けた場合には、その金銭の返還債務と債務者に対する自己の債権とを相殺することは許容されると一般に解されている。

これにより、債権者は、民事執行の手続をとることなく、自己の債権を事実上優先的に回収することができ、実際にもそのような利用がされる例は少なくない。

2 批判的意見

○ しかし、これに対しては、詐害行為取消制度は後の強制執行に備えて責任財産を保全するものであるから、債権者が民事執行の手続をとることなく債権回収を図ることは制度趣旨を超えていたなどとする批判があり、法制審議会における検討の過程では、相殺を禁止する案も検討された。

3 肯定的意見

もとともに、この場面での相殺による債権回収を否定すると、債権者が詐害行為取消権を行使する動機を減少させ、詐害行為がされても詐害行為取消権が行使されなくなるため、詐害行為取消制度が有する詐害行為の抑止という効果が減退してしまう、また、保全すべき金銭債権が少額で、その債務者が行方不明であるケースなどのように民事執行の手続をとることを要求するのは酷な場合もあるなどとして、相殺を禁止することに消極的な意見も強く主張され、最終的には、このよ

うな意見が大勢を占めるに至った。

4 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、相殺を禁止する規定は設けないこととしている。

平成29年5月23日（火）
元榮太一郎（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

6問 詐害行為取消請求を認容する確定判決の効果を債務者にも及ぼすこととした上で、財産処分行為が取り消された場合には、受益者は、債務者に対し、反対給付の返還を請求することができることとしているのはなぜか、法務当局に問う。

（答）

1 現行法

現行法の下で、判例は、詐害行為取消の効果は債務者には及ばないとしていることから、例えば、債務者を売主とする自動車の売買契約が取り消され、買主である受益者がその自動車を債権者に返還することになった場合であっても、受益者は、債務者に対し、自動車の反対給付である代金の返還を求めることはできないと解されている。

2 問題点

しかし、このような場合において、受益者は債権者に自動車を返還しなければならないにもかかわらず、その反対給付である代金の返還を求めることができるのは公平を欠くというほかない。

また、破産法上の否認制度においても、財産処分行為が否認された場合には、相手方は、その財産処分行為における反対給付の返還を請求する権利を行使するとされている（破産法第168条）。

3 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、詐害行為取消請求を認容する確定判決の効果を債務者にも及ぼすこととした上で（第425条）、財産処分行為が取り消された場合には、受益者は、債務者に対し、反対給付の返還を請求することができることとしている（第425条の2）（注1）（注2）（注3）。

(注1) 本文1の例は、財産処分行為が詐害行為取消権の対象となつた場合であるが、このほか、債務消滅行為が詐害行為取消権の対象となることもある。例えば、債務者Aが、債務者Aに対して100万円の債権を有するBとの間で、その債権につき債務者Aが所有する100万円の土地を代物弁済に充てる旨の代物弁済契約を締結し、Bの債権が消滅した場合において、債務者Aに対して別の債権を有するCによる詐害行為取消請求によって代物弁済契約が取り消され、Bがその1000万円の土地を返還することとなったとしても、債務者に効果が及ばないとすると、Bが有していたAに対する100万円の債権は消滅したままであり、BはAに対し100万円の債権を行使できないように思われる。しかし、そのような結論は妥当ではなく、判例の中には、債務消滅行為である代物弁済が取り消された場合には、代物弁済により消滅した債権も原状に復するとしているものもある（大判昭和16年2月10日）。

そこで、改正法案においては、この事案において、債務消滅行為である代物弁済が取り消された場合にも、100万円の債権は原状に復するとしているが、そのように債権が原状に復するためには、受益者が債務者から給付を受けていた場合には、その給付を返還し、又はその価額を償還しなければならないこととしている（第425条の3）。

(注2) 債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の返還を請求することができることとされている（第425条の2後段）。

(注3) 詐害行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、その転得者がその前者から財産を取得するためにして反対給付等の価額を限度として、受益者に対する詐害行為取消請求によって詐害行為が取り消されたとすれば受益者が債務者に対し有することになる反対給付の返還請求権等を行使することができることとされている（第425条の4）。

例えば、債務者Aが受益者Bに対して自動車を100万円で売却し、更に受益者Bが転得者Cに対してその自動車を50万円で転売したが、このAのBに対する売却が詐害行為に該当するというケースにおいて、受益者Bに対する詐害行為取消請求が認容されて取り消されたとすれ

ば、受益者Bは債務者Aに対して自動車の反対給付である代金である100万円の返還を請求することができる。このケースにおいて、転得者Cに対する詐害行為取消請求が認容されて取り消されたときは、転得者Cは、Aに対し、CがBに対して支払った自動車の反対給付の代金である50万円を限度として、受益者Bに対する詐害行為取消請求が認容されれば生ずべき受益者Bの債務者Aに対する100万円の売買代金の返還請求権を行使することとなる。

平成29年5月23日(火)
元榮太一郎(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

7問 改正法案においては、詐害行為取消請求に関する機会を債務者に保障するために、どのような見直しをしているのか、法務当局に問う。

(答)

○ 現行法に明文の規定はないが、判例は、詐害行為取消請求を認容する確定判決の効果は、財産の返還を求める相手方には及ぶが、債務者には及ばないことを前提として、詐害行為取消請求に係る訴えにおいては、相手方を被告とすべきであり、債務者を被告とする必要はないとしている。

○ 改正法案においては、判例に従い、財産の返還を求める相手方(注1)を被告とすべきことを明文化しているが(第424条の7第1項)，先ほど答弁したように判決の効果が及ぶ債務者にも審理に参加する機会を保障するため、債権者は、その訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならないこととしている(第424条の7第2項)(注2)。

○ (注1) 具体的には、①受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴えにおいては受益者を、②転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴えにおいてはその相手方である転得者をそれぞれ被告とすることとなる(第424条の7第1項)。

○ (注2) 債務者は、詐害行為取消請求に係る訴えについて強い利害関係を有し、その判決によって負担を負うことになるから、詐害行為取消請求について争う際には、その審理について独立当事者参加又は補助参加をすることが考えられ、これによって自ら証拠の提出などの訴訟活動をすることができる。

(参照条文)

○ 民事訴訟法(平成8年法律第109号)

(補助参加)

第四十二条 訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補

助するため、その訴訟に参加することができる。

(独立当事者参加)

第四十七条 訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者又は訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する第三者は、その訴訟の当事者の双方又は一方を相手方として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

2～4 (略)

平成29年5月23日（火）
元榮 太一郎（自民）

参・法務委員会
対法務当局（民事局）

8問 改正法案において、心裡留保による意思表示を信頼した第三者の保護規定（第93条第2項）の新設をした理由を、法務当局に問う。

（答）

1 現行法

現行法には、心裡留保による意思表示を信頼した第三者を保護する規定はない。

2 問題点

しかし、例えば、心裡留保による意思表示をした売主がパソコンの売買契約をした後、買主から第三者がさらにそのパソコンを購入するといった事例のように、心裡留保による意思表示を前提として、第三者がさらに契約等をすることがあり得る。

3 現行法・判例

心裡留保による意思表示が無効とされる場合であっても、真意ではないことを知りながら真意と異なる意思表示を行った表意者には、そのような無効な意思表示を行ったことについて責められるべき事情があることから、その意思表示を信頼した第三者が現れたときは、表意者よりもその第三者を保護すべきであると考えられる。このため、現行法に明文の規定はないが、判例の趣旨も、善意の第三者に対しては、心裡留保による意思表示の無効を主張することはできないとするものと考えられている（注）。

4 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、この判例の趣旨に沿って、

心裡留保による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない旨を明文化することとしている（第93条第2項）。

（注） 最判昭和44年11月14日民集23巻11号2023頁

（参照条文）

改 正 案	現 行
<p>（心裡留保）</p> <p>第九十三条（略）</p> <p>2. <u>前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。</u></p>	<p>（心裡留保）</p> <p>第九十三条（同左）</p> <p>（新設）</p>

平成29年5月23日(火)
元榮 太一郎(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

9問 詐欺による意思表示を信頼した第三者の保護規定(第96条第3項)の見直しはどのようなものか、法務当局に問う。

(答)

1 現行法

現行法は、詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができないと規定しており、その文言上は、詐欺による意思表示を信頼した第三者に過失があったかどうかを問題としていない。そして、この点は、虚偽の意思表示を信頼した第三者の保護規定(第94条第2項)と同一である。

2 問題点

しかし、自ら虚偽の外観を作出して虚偽の意思表示(第94条)をした表意者と比べれば、詐欺による意思表示をした表意者は、責められるべき事情が小さいから、詐欺による意思表示を信頼した第三者を保護するためには、その第三者の信頼が虚偽の意思表示を信頼した第三者より保護に値するものでなければバランスを欠くことになる。

3 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないこととし、過失がある第三者には対抗することができるとしている(第96条第3項)(注)。

(注) 判例においては、現行法の解釈として同様の考え方を明示するものはないが、学説上は、同様の考え方を採用する説が有力である。

(参照条文)

改 正 案	現 行
(詐欺又は強迫)	(詐欺又は強迫)
第九十六条 (略)	第九十六条 (同左)
2 (略)	2 (同左)
3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、 <u>善意でかつ過失がない</u> 第三者に対抗することができない。	3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、 <u>善意の</u> 第三者に対抗することができない。

平成29年5月23日(火)
元榮 太一郎(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

10問 錯誤による意思表示を信頼した第三者の保護規定(第95条第4項)を新設した理由を、法務当局に問う。

(答)

1 現行法

現行法には、錯誤による意思表示を信頼した第三者を保護する規定はない。

2 問題点

しかし、例えば、錯誤に陥った売主がパソコンの売買契約をした後、買主から第三者がさらにそのパソコンを購入するといった事例のように、錯誤による意思表示を前提として、第三者がさらに契約等をすることがあり得る。

このような第三者が現れた場合に、その第三者が錯誤について善意でかつ過失がないときは、錯誤に陥って意思表示をしたことについて表意者に責められるべき事情がある以上、表意者よりもその第三者を保護すべきである。

3 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないこととしている(第95条第4項)。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<u>(錯誤)</u>	<u>(錯誤)</u>
<u>第九十五条</u> 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が	<u>第九十五条</u> 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。

<p><u>法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。</u></p> <p><u>二 意思表示に対応する意思を欠く錯誤</u></p> <p><u>二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤</u></p> <p><u>2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたとき限り、することができる。</u></p> <p><u>3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。</u></p> <p><u>二 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたとき。</u></p> <p><u>三 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。</u></p> <p><u>4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。</u></p>	<p><u>ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。</u></p>
--	---

平成29年5月23日(火)
元榮 太一郎(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

1 1 問 第三者により詐欺が行われた場合の規定(第96条第2項)の見直しはどのようなものか、法務当局に問う。

(答)

1 現行法

○ 現行法は、第三者が詐欺を行った場合には、相手方がその事実を知っていたときに限って、その意思表示を取り消すことができるとしている。

2 問題点

しかし、①第三者が詐欺を行ったことを相手方が知らなくても、知り得た場合には、相手方の信頼は保護に値するとはいき難いし、②この場合に詐欺による意思表示の取消しが許されないと、心裡留保の場合において表意者が真意と異なる意思表示をしたことを相手方が知り得たときに無効になるとされていることとのバランスも欠くことになる。

3 改正法案の内容

○ そこで、改正法案においては、第三者が詐欺を行ったことを相手方が知り得たときも、その意思表示を取り消すことができることとしている(第96条第2項)(注)。

(注) 判例においては、現行法の解釈として同様の考え方を明示するものはないが、学説上は、同様の考え方を採用する説が有力である。

(参照条文)

改 正 案	現 行
(詐欺又は強迫)	(詐欺又は強迫)

第九十六条 (略)

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 (略)

第九十六条 (同左)

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 (同左)

平成29年5月23日(火)
元榮 太一郎(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

12問 改正法案において、錯誤による意思表示に関する
どのような点を見直しているのか、法務当局に問う。

(答)

○ 錯誤による意思表示とは、表意者が誤った認識又は判断を原因としてした意思表示をいい、その中には、①書き間違いや言い間違いなどのように意思表示の内容と真意とが一致していない「表示の錯誤」と(注1)、②意思表示の内容と真意とは一致しているもののその基礎となつた事実に誤解がある「動機の錯誤」とがある(注2)といわれている。

改正法案は、錯誤に関しては、(先ほど申し上げた)錯誤による意思表示を信頼した第三者の保護規定の新設のほかに、①錯誤による意思表示の効力を否定するための要件の見直し、②錯誤の類型の区別の明示と動機の錯誤の特則の新設、③錯誤による意思表示の効果の見直しなどを行つてゐる(注3)。

○ ① 錯誤による意思表示の効力を否定するための要件の見直し
現行法は、「法律行為の要素に錯誤」があることを錯誤による意思表示の効力を否定するための要件としているが、改正法案においては、それに代えて、錯誤に基づき意思表示がされていたことと、錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らし重要なものであること(第95条第1項)をその要件とすることとしている。

○ ② 錯誤の類型の区別の明示と動機の錯誤の特則の新設
現行法は、表示の錯誤と動機の錯誤とを区別して規定していないが、改正法案においては、両者を区別して規定し、動機とした事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていなければ、動機の錯誤による意思表示の効力を否定する

ことはできないこととしている（第95条第2項）。

③ 錯誤による意思表示の効果の見直し

現行法は、錯誤の効果を「無効」としているが、改正法案においては、錯誤の効果を「取消し」に改めることとしている（第95条第1項）。

（注1） 真意と意思表示の内容が一致していない錯誤（表示の錯誤）の典型例としては、買主が100万円で購入するつもりであったが1000万円と誤記された売買契約書を作成した場合が挙げられる。

なお、インターネット取引における操作ミスで購入する個数を誤って指示した（10個のつもりで100個と入力してしまった）場合も表示の錯誤になるが、インターネット取引の場合には、平成13年に成立した「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」（整備法による改正後の題名は「電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律」）第3条により特則が設けられており、消費者に重過失があっても原則として錯誤を主張することができるとされている。

（注2） 真意と意思表示の内容は一致しているが、その基礎となつた事実に誤解がある錯誤（動機の錯誤）の典型例としては、時計を紛失したと誤解して新品の時計を買う場合や、レプリカであるのに、ピカソの真作だと思って絵を買う場合などが挙げられる。これまでの裁判例に現れたものとしては、①離婚に伴う財産分与として土地・建物を譲渡する場合に、分与者が自己に課税されることはないと誤信した事例（最判平成元年9月14日）や、②解雇事由がないにもかかわらず、解雇されると誤信して、それを避けるために退職届を提出した事例（横浜地裁川崎支部平成16年5月28日）などがある。

（注3） そのほか、表意者に重過失がある場合の取扱いの見直しをし

ている。すなわち、現行法は表意者に重過失があったときは無効を主張することができないとしているが、①錯誤があることを相手方が知り、又は重大な過失によって知らなかつた場合及び②相手方が表意者と同一の錯誤に陥つていた場合には、相手方には保護すべき信頼がないから、改正法案においては、これらの場合には、表意者に重過失があつたとしても意思表示を取り消すことができるとしている(第95条第3項)。

なお、重過失があるとは、錯誤に陥つたことにつき、当該の具体的な事情の下において、表意者の職業、行為の種類、目的などに応じ、普通人に期待される注意を著しく欠くことをいう。例えば、株式の売買を業とする者が株式の譲渡を制限していた会社の定款を調査しない場合に認められた事案がある(大判大6年11月8日)。

平成29年5月23日(火)
元榮 太一郎(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

13問 第95条第1項において、意思表示が錯誤に基づくものであり、かつ、錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときに限り、錯誤による意思表示を取り消すことができることとした理由を、法務当局に問う。

(答)

1 現行法

相手方に欺罔行為がある詐欺とは異なり、錯誤は、相手方の行為によらず、表意者が自ら誤解をしたことが原因となっている。そのため、些細な錯誤でも無効の主張ができるとすると、取引の安全を著しく害するおそれがある。

そこで、現行法は、「法律行為の要素に錯誤」があるとき限り、錯誤による意思表示は、無効となるとし、判例は、錯誤がなかったならば、①表意者自身がその意思表示をしないであろうと認められるほどに錯誤と意思表示との間に因果関係があり、かつ、②通常人であっても意思表示をしなかつたであろうと認められるほどにその錯誤が客観的に重要である場合でなければ、「法律行為の要素に錯誤」があるとはいえないとする。

2 問題点・改正法案

もっとも、そのような判例の理解を現行法の「法律行為の要素」という文言から読み取ることは著しく困難である。

そこで、改正法案においては、判例の趣旨を端的に明文化し、錯誤を主張することができるのは、①意思表示が錯誤に基づくものであり、かつ、②錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときに限ることとしている(第95条第1項)。

(参照条文)

改正案	現行
<p><u>(錯誤)</u></p> <p><u>第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。</u></p> <p>二 <u>意思表示に対応する意思を欠く錯誤</u></p> <p>二 <u>表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤</u></p> <p>2 <u>前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。</u></p> <p>3 <u>錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。</u></p> <p>二 <u>相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたとき。</u></p> <p>三 <u>相手方が表意者と同一の錯誤に陥つていたとき。</u></p> <p>4 <u>第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。</u></p>	<p><u>(錯誤)</u></p> <p><u>第九十五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。</u></p>

平成29年5月23日(火)
元榮 太一郎(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

14問 第95条第1項において、表示の錯誤と動機の錯誤を区別し、動機の錯誤を理由とする意思表示の取消しは、動機とした事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていなければ、することができないこととした理由を、法務当局に問う。

(答)

1 現行法

○ 錯誤による意思表示には(先ほど申し上げたとおり)、「表示の錯誤」と「動機の錯誤」がある。

もとともに、現行法第95条は、この両者を区別せず、単に、意思表示は、「法律行為の要素に錯誤」があれば、無効とするとのみ規定している。

2 判例

○ しかし、動機の錯誤の場合には、表意者は、意思表示の内容自体は正確に理解して表示している。また、動機といつても、表意者の動機が相手方には明らかではない場合も多い。したがって、表示の錯誤と同様の要件でその効力を否定したのでは、取引の安全を著しく害するおそれがある。

そのため、判例は、動機の錯誤を理由として意思表示の効力を否定するためには、その動機が意思表示の内容として相手方に表示されていなければならないとしている(注1)(注2)。

3 問題点

もともと、このような判例の考え方は、現行法第95条の文言からは読み取ることが困難であり、動機の錯誤に関する具体的なルールを明文化するのが望ましい。

4 改正法案の内容

そこで、改正法案においては、動機の錯誤を表示の錯誤と区別した上で、動機の錯誤を理由とする意思表示の取消しは、「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていた」場合、すなわち、動機となった事情が契約の当然の前提となるなど法律行為の基礎とされ、その旨が明示又は默示に表示されたといえる場合に限りすることができることとしている（注3）。

- (注1) 動機が意思表示の内容として相手方に表示された場合とは、例えば、離婚に伴う財産分与として土地・建物を譲渡する場合に、分与する者には課税されない（分与する者が税金を負担しない）ことがその財産分与の当然の前提であることが表示されていたような場合（最判平成元年9月14日）である。
- (注2) 動機が表示されても、それが意思表示の内容におよそ関わりのないものである場合には、錯誤を理由として意思表示の効力を否定することはできない。例えば、Aが、Bに対する債務の返済資金とするため、金融機関Cに有していた定期貯金を解約した場合において、AがCに対して債務の返済に充てるために解約するという動機を表示していたとしても、その動機は定期貯金を解約するという意思表示の内容におよそ関わらないものであるから、仮にAがBに対して負っていた債務が無効であつたとしても、Aは錯誤を理由として解約を無効とすることはできない（最判昭和47年5月19日参照）。
- (注3) (注1) のように、分与する者に課税されないことを前提として財産分与の内容が定まるなど、分与する者に課税されないことが財産分与行為の基礎（前提）とされ、そのことが表示されていた場合には、その課税されないことに錯誤があることを理由として財産分与行為を取り消し得る。

一方で、（注2）の事案は、「債務の返済に充てるために解約する」という動機は、通常は解約行為の内容に全く関わりのないことであり、当事者間において解約行為の基礎（前提）となり得ないから、その動機が表示されていても、解約行為を取り消すことはできないことになる。

(参照条文)

改 正 案	現 行
<p><u>(錯誤)</u></p> <p><u>第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。</u></p> <p>二 <u>意思表示に対応する意思を欠く錯誤</u></p> <p>二 <u>表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤</u></p> <p>2 <u>前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。</u></p> <p>3 <u>錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。</u></p> <p>二 <u>相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたとき。</u></p>	<p><u>(錯誤)</u></p> <p><u>第九十五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。</u></p>

三 相手方が表意者と同一の錯誤に陥
つていたとき。

4 第一項の規定による意思表示の取消
しは、善意でかつ過失がない第三者に
対抗することができない。

平成29年5月23日(火)
元榮 太一郎(自民)

参・法務委員会
対法務当局(民事局)

15問 相手方の言動によって「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」が惹起された場合(いわゆる惹起型の錯誤)について特別の定めを置かないとしたのはなぜか、法務当局に問う。

(答)

1 検討された内容

改正法案においては、動機の錯誤を理由とする意思表示の取消しは、「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されているとき」に限り、することができるとしている。

しかし、法制審議会における検討の過程では、相手方がその錯誤を惹起した場合には、その意思表示が取り消されても相手方はこれを甘受すべきであるから、動機の錯誤において、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されているかどうかにかかわらず、意思表示を取り消すことができるとする特則を設ける案も検討された。

2 採用されなかった理由

しかし、この案に対しては、錯誤により意思表示を取り消すことができる範囲が現状の無効とされている範囲よりも拡大し、取引の安全が害されるのではないか、自由で活発な取引を萎縮させるおそれがあるのではないかといった観点からの反対意見のほか、不実の表示をして錯誤を惹起した者が情報量や交渉力に劣る中小企業や消費者等である場合にまで、容易に意思表示の取消しが認められることになるという観点からの反対意見などが出された。

また、「その事情が法律行為の基礎とされていることが表

示されている」とは、明示的に表示されている場合だけでなく、その意思表示に至る経緯等に鑑み、默示的に表示されている場合をも含むものである。したがって、相手方が惹起した錯誤が契約などで重要な意味を持ち、意思表示の取消しを認めるのが相当な事案については、明示の表示がなくても、默示的に表示されていると認定することにより事案の適切な解決を図ることが可能であると考えられる。

そこで、改正法案においては、相手方が錯誤を惹起した場合についての特則は置かないこととした。